

## 富士市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル実施要領

令和6年4月30日

富士市こども未来部こども未来課

### 1 趣旨

本市は、放課後児童健全育成事業に基づく放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の運営に関し、児童クラブの継続した安定的な運営と提供するサービスの平準化・統一化を図るため、富士市放課後児童クラブ運営基本方針（以下「基本方針」という。）を令和元年度に策定し、令和2年度から令和6年度末までを児童クラブの一括運営移行期間と定め、各地区に設置された運営委員会等（以下「運営委員会等」という。）は、段階的に市が選定した一括運営事業者の運営へ移行することとした。現在までに、公設民営の事業形態のもと、26小学校区のうち13小学校区において、一括運営事業者による児童クラブ運営が行われているところである。

このような状況の中、4年間の一括運営の検証を行い、令和7年度以降の5年間については、委託先における予期せぬ運営不履行などに対応する危機管理の観点及び基本方針に基づくサービスの平準化・統一化等の観点から、2者による運営体制とすることとした。

本要領は、本市が設置する放課後児童クラブのうち、現一括運営事業者が運営している児童クラブの小学校区をAブロック、運営委員会等が運営している児童クラブの小学校区をBブロックとし、それぞれの受託者を特定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

Bブロックに区分されている運営委員会等は、令和10年3月31日までの間に、Aブロックで選定された事業者（以下「A事業者」という。）又はBブロックで選定された事業者（以下「B事業者」という。）のどちらかに移行することを選択し、市が移行を決定することとしている。

このことから、A事業者は、現一括運営法人が運営する13小学校区に加えて、運営委員会等が運営している児童クラブを受託する可能性があり、B事業者は、運営委員会等がBブロックを選択しない場合は、受託する児童クラブがない可能性がある。

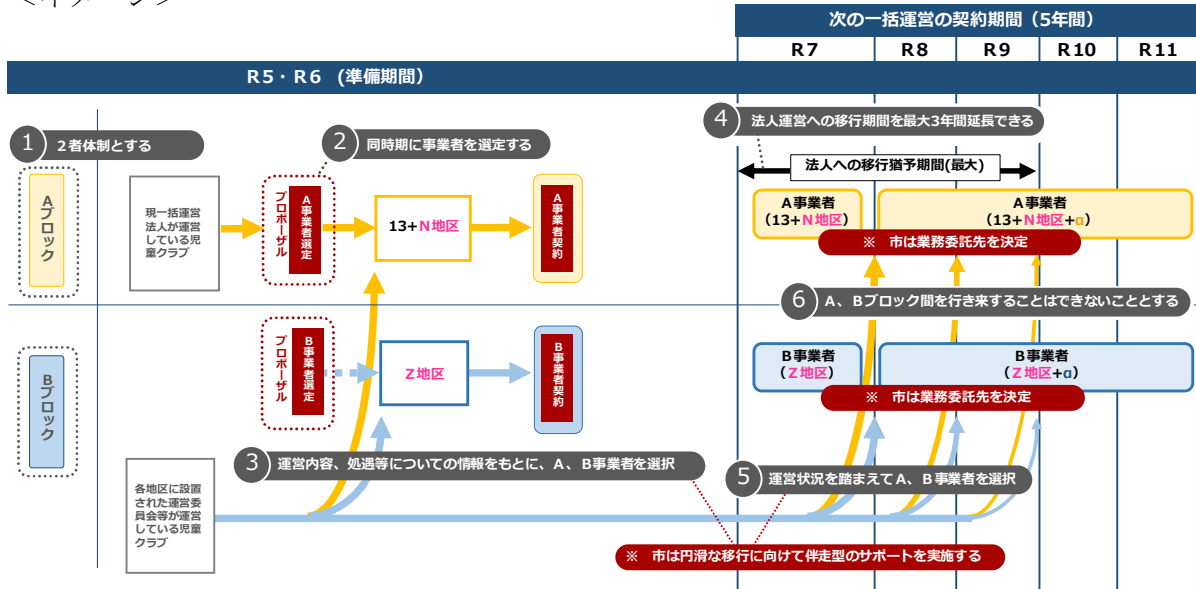
また、A・B事業者のうち、いずれかの事業者が予期せぬ運営不履行となった場合は、危機管理の観点から、もう一方の事業者が運営不履行となった事業者の運営する児童クラブの運営を引き継ぐものとする。

なお、プロポーザルは、Aブロック及びBブロックの2案件を一括して実施することとし、同じ評価項目及び評価基準のもとで審査を行い、受託者の特定を行うものとする。

募集区分	令和7年度からの2者による運営体制において運営する可能性のある児童クラブの数
Aブロック	13クラブ～26クラブ
Bブロック	0クラブ～13クラブ

※ 2案件のうちいずれか1つ、もしくは両方を選択して応募できることとする。

<イメージ>



## 2 業務概要

### (1) 業務名

- ・ 富士市放課後児童クラブAブロック運営業務（以下「Aブロック運営業務」という。）
- ・ 富士市放課後児童クラブBブロック運営業務（以下「Bブロック運営業務」という。）

### (2) 業務内容

- ・ Aブロック運営業務  
別紙「富士市放課後児童クラブAブロック運営業務委託仕様書」のとおりとする。
- ・ Bブロック運営業務  
別紙「富士市放課後児童クラブBブロック運営業務委託仕様書」のとおりとする。

### (3) 履行期間

契約の翌日から令和12年3月31日まで

### (4) 開設準備期間

契約締結後の、放課後児童支援員及び補助員等（以下「支援員等」という。）の確保、組織体制（指揮命令系統等）の確立、備品・施設等の確認、学校等関係機関との連携体制の確立、現行の運営主体からの業務引継ぎなどを行う期間を「開設準備期間」とし、当該準備期間に関する経費は、受託者の負担とする。

なお、各年度の開設準備期間は、次のとおりとする。

#### ① 令和7年4月1日から運営主体が変更となる児童クラブの開設準備期間

契約の翌日から令和7年3月31日まで

#### ② 令和8年度以降について

運営委員会等は、市と協議を重ねたうえで、市が法人移行への延長の必要性を認めた場合に限り、令和9年度末（令和10年3月末）まで法人移行を延期できることとしている。

このため、令和8年度以降に運営主体が変更となる児童クラブの開設準備期間は、以下のとおりとする。

#### ア 令和8年4月1日から運営主体が変更となる児童クラブの開設準備期間

市が運営主体の変更を決定した日の翌日から令和8年3月31日まで

- イ 令和9年4月1日から運営主体が変更となる児童クラブの開設準備期間  
市が運営主体の変更を決定した日の翌日から令和9年3月31日まで
- ウ 令和10年4月1日から運営主体が変更となる児童クラブの開設準備期間  
市が運営主体の変更を決定した日の翌日から令和10年3月31日まで

**(5) 支払限度額**

各募集区分の支払限度額は、Aブロック及びBブロックとも、13小学校区を運営することを仮定したものとし、次のとおりとする。

募集区分	小学校区数	支払限度額（5年間総額）
Aブロック	13	216,130千円×5年＝1,080,650千円
Bブロック	13	216,130千円×5年＝1,080,650千円
合計	26	2,161,300千円

※ 本業務に係る消費税及び地方消費税は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当するため、非課税として取り扱う。

※ 上記支払限度額は、当該委託に係る債務負担行為の限度額であり、予算額として確定しているものではない。上記のとおり、受託する児童クラブ数が流動的であることなどから、各年度の契約金額については、「富士市放課後児童健全育成事業実施要領」に基づき算出した金額とする。

**3 選定方法**

公募型プロポーザル方式

**4 参加資格**

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす法人格を有するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (3) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行

為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者

- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
  - ④ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ⑤ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (5) 公平なプロポーザル実施の妨げになる行為、事実等がないこと。

## 5 公募開始から契約締結までの日程

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

No.	項目	実施日	備考
1	公告	令和6年4月30日（火）	富士市ウェブサイトへの掲載
2	質問書提出期限	令和6年5月7日（火） 午後3時（必着）	電子メールのみ受付
3	質問回答の公表	令和6年5月9日（木）	富士市ウェブサイトへの掲載
4	参加表明書及び参加資格確認書類提出期限	令和6年5月10日（金） 午後3時（必着）	持参又は郵送による提出
5	参加資格確認結果通知	令和6年5月13日（月）	電子メールによる通知
6	企画提案書等に関する質問書提出期限	令和6年5月28日（火） 午後3時（必着）	電子メールのみ受付
7	企画提案書等に関する質問回答の公表	令和6年5月30日（木）	富士市ウェブサイトへの掲載
8	企画提案書等提出期限	令和6年6月12日（水） 午後3時（必着）	持参又は郵送による提出
9	プロポーザル参加辞退届の提出期限	令和6年6月12日（水） 午後3時（必着）	持参又は郵送による提出
10	プレゼンテーション及びヒアリング日時通知	令和6年6月17日（月）	
11	プレゼンテーション及びヒアリング(予定)	令和6年6月25日（火） 又は同年6月26日（水）	
12	優先交渉権者の特定等結果通知	令和6年6月下旬～ 7月初旬	電子メールによる通知及び富士市ウェブサイトへの掲載
13	契約締結	令和6年7月中旬（予定）	

## 6 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

### (1) 受付期間

令和6年4月30日（火）から同年5月7日（火）まで（最終日は、午後3時までとする。）

### (2) 受付方法

質問書（様式-1）に記入の上、電子メールで送付すること。

また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。

なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

メールアドレス kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp

電話番号 0545-55-2731（直通）

### (3) 質問回答日

令和6年5月9日（木）

### (4) 回答方法

富士市ウェブサイトに掲載する。

### (5) その他

質問に対する回答内容は、富士市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

## 7 参加表明書等の提出

### (1) 提出期間

令和6年4月30日（火）から同年5月10日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）

### (2) 提出先

富士市役所こども未来部こども未来課（市庁舎5階）

### (3) 提出方法

持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

### (4) 提出書類

指定の様式による

No.	提出書類	様式	提出部数
1	プロポーザル参加表明書	様式-2	1部
2	会社概要書	様式-3	1部
3	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	—	1部
4	納税証明書（国税）	—	1部
5	市税完納証明書	—	1部
6	貸借対照表及び損益計算書（直近）	—	1部

※ 上記提出書類4～6について、提出できない場合は事務局へ相談すること。

事務局が認めた場合には、提出を省略できるものとする。

## 8 参加資格要件の審査結果通知

プロポーザル参加表明書、会社概要書等で参加資格要件を満たすと認めた参加表明者については、本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を令和6年5月13日（月）に参加表明者全員に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。

参加資格者として選定されなかった理由の説明を求める場合は、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して5営業日以内に書面（任意書式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

## 9 企画提案書等の提出

### (1) 提出期間

令和6年5月13日（月）から同年6月12日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）

### (2) 提出先

富士市役所こども未来部こども未来課（市庁舎5階）

### (3) 提出方法

持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は簡易書留郵便とする。（提出期限までに必着のこと。）

## 10 提出書類について

### (1) 提案価格書

#### ① 基本事項

ア 提案価格書（様式-4）を使用すること。

#### ② 提出部数

ア 正本 1部

イ 副本 10部

### (2) 企画提案書

#### ① 基本事項

ア 仕様書及び下記「作成要領」等に基づき作成すること。

イ 企画提案書は作成要領に規定する項目順に作成すること。

ウ 様式は任意様式とするが、用紙はA4縦の左綴じ、横書きとすること。ただし、資料の作成上、A3版を利用したほうが確認しやすい場合は、A3版の利用を可とする。

エ 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。

オ 提出された企画提案書は、当該参加資格者に無断で二次的な使用は行わない。

#### ② 作成要領

ア 審査の公平性及び透明性等を確保するため、企画提案書等については社名等を表示しないこと。

イ 企画提案書に記載された内容は、提案価格書に追加費用を伴わず実施するものであること。

ウ 企画提案書の内容は、参加資格者が責任を持って履行できる内容とすること。

エ 企画提案書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないこととする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合は、事前に市の承諾を得ること。

オ 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。

カ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

キ 企画提案書の内容には、次の内容を記載すること。

項目	記載内容
目次	各項目の表示及びページ番号
1 法人の適正に関する項目	<p>(1) 児童クラブを運営するに当たっての基本理念、基本目標について記載すること。</p> <p>(2) Aブロック又はBブロックの運営業務を受託し、実施する上での基本計画及び基本方針について記載すること。</p> <p>(3) 放課後児童健全育成事業に係る過去3年間のうちで最も受託数が多かった1年度間の実績について、様式—5「業務実績調書」に記載し提出すること。</p> <p>(4) 運営する児童クラブにおいて福祉サービス第三者評価を受審している場合は、過去3年間の全ての実績について様式—6「評価実績調書」に記載し提出すること。</p> <p>(5) 法人の財務状況について、様式—3「会社概要書」の添付書類として、直近の貸借対照表及び損益計算書を提出すること。</p> <p>(6) 児童福祉法に基づく公的事業を運営する事業者としての責任や意欲について記載すること。</p>
2 運営管理・体制に関する項目	<p>(1) 事業所の設置の考え方について記載すること。</p> <p>(2) 指揮命令系統の体制について記載すること。</p> <p>(3) 事業責任者及びエリアマネージャー等の配置・登用について（配置する人員の氏名）、「職員配置計画、職員配置の考え方」に記載すること。</p> <p>(4) 不測の事態が生じた場合のリスク管理体制（安定的な業務遂行のためのバックアップ体制、緊急時の連絡体制、他ブロックの事業者が予期せぬ運営不履行となった場合の運営の引継ぎの考え方等）について記載すること。</p> <p>(5) 事業責任者及びエリアマネージャーの児童クラブへの巡回頻度と巡回する際に確認する項目や方法について記載すること。</p> <p>(6) 利用料等の徴収体制、管理体制について記載すること。</p> <p>(7) 保護者からの苦情に対する考え方や対応策、体制について記載すること。</p>
3 支援員等に関する項目	<p>(1) 保護者や児童に安心され信頼されるよう、児童クラブ支援員等を継続的に確保するための仕組みについて記載すること。</p> <p>(2) 児童の支援等に係る支援員等の職場内研修と外部研修について、実施予定時期、研修名、対象者、研修内容について記載すること。</p> <p>(3) 本市の運営基準に定める「人件費の考え方の指針」を参考に、現在、本市の児童クラブに勤務している支援員及び補助員を貴法人で雇用する場合の児童クラブ支援員及び補助員の給与等の処遇の確保、給与体系について記載すること。</p> <p>(4) 支援員等の勤務状況の把握や支援員等との意思疎通、情報共有の方法について記載すること。</p> <p>(5) 支援員等への相談・バックアップ体制について記載すること。</p> <p>(6) 支援員等の指導・評価方法について記載すること。</p> <p>(7) 支援員等の福利厚生について記載すること。</p>

<p>4 育成支援等について</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各児童クラブ間の育成支援の良質化・平準化に当たり、何を平準化し、何をクラブの特色と捉えて取り組むのかの考えについて記載すること。</li> <li>(2) 子どもの権利保障の考え方及び実践方法について記載すること。</li> <li>(3) 利用児童の意見の把握方法、反映する仕組みについて記載すること。</li> <li>(4) 利用児童の発達段階に応じた支援の考え方（日常活動及び行事活動等）及び実施方法について記載すること。</li> <li>(5) 平日保育時の具体的な保育プログラムと、年間の育成支援計画を記載すること</li> <li>(6) 支援を必要とする児童への支援の考え方及び実施方法（学校や保護者との情報共有や連携方法等）について記載すること。</li> <li>(7) 保護者との連絡調整や連携の方法、保護者が活動内容等を把握するための仕組みについて記載すること。</li> <li>(8) 保護者組織との連携及びその活動を支援する取組について記載すること。</li> <li>(9) 春休み、夏休み、冬休み、学校行事等に伴う代休日等の一日保育時の具体的な保育プログラム等について記載すること。</li> <li>(10) 利用児童のニーズにあったおやつの内容や、一日保育時の注文弁当の実施可能な食数、内容について記載すること。</li> <li>(11) いじめ、虐待、体罰に対する支援員等の取組について記載すること。</li> <li>(12) 学校、行政及び関係機関との連携や信頼関係構築のための方法、連絡体制等について記載すること。</li> <li>(13) 地域との連携について、関係性を確立するための具体的な提案について記載すること。</li> </ol>
<p>5 安全・危機管理体制に関する項目</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報保護のための管理方法と管理体制について記載すること。</li> <li>(2) 個人情報や職務上知りえた秘密の漏洩防止のため児童クラブ支援員及び補助員への意識を向上させる取組について記載すること。</li> <li>(3) 児童の健康管理及び活動中のけが等の事故防止のための安全対策について記載すること。</li> <li>(4) 児童の出欠状況の把握方法、登所及び引き渡し時の安全対策について記載すること。</li> <li>(5) 「富士市放課後児童健全育成事業所における事故発生時の対応事務取扱要領」を参考に、児童のけが等の事故発生時の事業所における体制及び対応方法について記載すること。</li> <li>(6) 「富士市放課後児童クラブ危機管理マニュアル」を参考に、熱中症対策、災害対応、防犯（不審者対応等）、感染症対策、怪我・傷病等への応急処置、食物アレルギー対策等について記載すること。なお、マニュアルがある場合は、別途提出すること。</li> <li>(7) 安全計画に基づく各種訓練の実施回数、内容等について記載すること。</li> </ol>
<p>6 円滑な移行に関する項目</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本業務の開始までの準備期間における従事体制（担当者、業務責任者等）を示し、保護者、児童クラブ支援員及び補助員、地区、学校への事前説明等をどの程度必要とし、どのように実施するか記載すること。</li> </ol>



	(2) 本業務の開始までの準備期間における現場保育の引継ぎ等の具体的な実施スケジュール、どのように引継ぐのか記載すること。 (3) 運営する児童クラブが増加していく場合の対応について記載すること。
7 独自提案等	提案金額の範囲内で、利用者満足度に繋がる独自サービスや利用者満足度の向上を図るための育成支援等について記載すること。 また、その他貴法人のノウハウ、特徴、強みなど、特にアピールしたい点があれば自由に記載すること。
8 提案価格額に関する項目	様式-4の「提案価格書」に記載すること。

### ③ 提出部数

ア 正本 1部

イ 副本 10部

※ 企画提案等の電子ファイル一式を納めた CD-ROM 又は DVD-ROM を 1 枚用意すること。なお、電子ファイルに関しては、Microsoft Office または Acrobat Reader にて参照可能な形式とすること。

## 11 企画提案書等提出に関する質問の受付及び回答

企画提案書及び仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は、受け付けないものとする。

### (1) 受付期間

令和6年5月13日（月）から同年5月28日（火）まで（最終日は、午後3時までとする。）

### (2) 受付方法

「企画提案書等提出に関する質問書（様式-7）」に記入の上、電子メールで送付すること。

また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。

なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

メールアドレス [kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp](mailto:kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp)

### (3) 質問回答日

令和6年5月30日（木）

### (4) 回答方法

富士市ウェブサイトに掲載する。

### (5) その他

質問に対する回答内容は、本要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

## 12 プロポーザル参加辞退届の提出

参加資格者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「プロポーザル参加辞退届（様式-8）」を持参又は郵送にて提出すること。

### (1) 提出期限

令和6年6月12日（水）午後3時

### (2) 提出先

富士市役所こども未来部こども未来課（市庁舎5階）

### (3) 提出方法

持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

## 13 プレゼンテーション及びヒアリング

### (1) 日時

令和6年6月25日（火）又は同年6月26日（水）（予定）

詳細の日は、別途通知する。

### (2) 実施場所

富士市役所内会議室（富士市永田町1丁目100番地）

場所は、別途通知する。

### (3) 所要時間

Aブロック運営業務及びBブロック運営業務の2案件に一括して参加する参加資格者の所要時間は、参加資格者からの説明25分、質疑応答35分とする。

Aブロック運営業務もしくはBブロック運営業務のいずれか1案件のみに参加する参加資格者の所要時間は、参加資格者からの説明25分、質疑応答25分とする。

### (4) その他

- ① 出席者は3人以内とし、プレゼンテーション及びヒアリングの際に名札を着用すること。
- ② 説明は提出資料のみを用い、追加資料の持込みは認めない。
- ③ プレゼンテーションに当たってパソコン及びプロジェクターは使用できない。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。
- ⑤ 本市は、プレゼンテーションの内容を録音・録画することができる。
- ⑥ 当該プレゼンテーションを欠席した場合は、参加を辞退したものとみなす。

## 14 評価項目及び評価基準

Aブロック及びBブロックにおける企画提案書に対する評価項目及び評価基準は同一とし、下記のとおりとする。

評価項目（評価の視点）	配点
1 法人の適正に関する項目	
(1) 事業を実施するに当たっての基本理念・目標等があり、その内容が本市の児童クラブをより発展、向上させることが期待できる内容であるか。	35点
(2) Aブロック又はBブロックの運営業務を受託し、実施する上での具体的な基本計画及び基本方針があるか。	35点
(3) 法人として過去3年の間に、放課後児童健全育成事業で一定の実績はあるか。 (過去3年間のうちで最も受託数が多かった1年度間の実績) 5点：45支援の単位以上の運営実績があり、かつ、1契約で30支援の単位以上の運営受託した実績がある。 4点：45支援の単位以上の運営実績がある、又は30支援の単位以上の運営実績があり、かつ、1契約で30支援の単位以上の運営受託した実績がある。 3点：30以上45未満の支援の単位の運営実績がある。 2点：15以上30未満の支援の単位の運営実績がある。 1点：5以上15未満の支援の単位の運営実績がある。	70点

	<p>法人として過去3年の間に、運営する児童クラブが福祉サービス第三者評価を受審しているか。</p> <p>5点：運営する児童クラブにおいて、10支援の単位以上の受審実績がある。</p> <p>(4) 4点：運営する児童クラブにおいて、8支援の単位以上の受審実績がある。</p> <p>3点：運営する児童クラブにおいて、6支援の単位以上の受審実績がある。</p> <p>2点：運営する児童クラブにおいて、4支援の単位以上の受審実績がある。</p> <p>1点：運営する児童クラブにおいて、2支援の単位以上の受審実績がある。</p>	35点
(5)	法人の財務状況は健全で安定した運営が可能な財務基盤を有しているか。	35点
(6)	児童福祉法に基づく公的事業を運営する事業者としての責任と意欲を持っているか。	35点
2 運営管理、体制に関する項目		
(1)	<p>事業所の設置について、具体的に提案されているか。</p> <p>5点：事業所を富士市内に設置し、専任の職員が常駐するとともに、連絡体制が整っている旨が示されている。</p> <p>4点：事業所を富士市内に設置し、専任の職員が常駐することが示されている。</p> <p>3点：事業所を市内に設置することが示されている。</p> <p>2点：事業所を近接地（静岡市、富士宮市、沼津市）に設置し、専任の職員が常駐するとともに、連絡体制が整っている旨が示されている。</p> <p>1点：事業所を近接地（静岡市、富士宮市、沼津市）に設置し、専任の職員が常駐することが示されている。</p>	70点
(2)	指揮命令系統の体制が構築され、具体的に提案されているか。	70点
(3)	事業責任者及びエリアマネージャー等の配置・登用に関する考えが明確であり、円滑な運営に必要な組織体制が構築されているか。	70点
(4)	事業者の不測の事態が生じた場合のリスク管理体制（安定的な業務遂行のためのバックアップ体制、緊急時の連絡体制等、他ブロックの事業者が予期せぬ運営不履行となった場合の運営の引継ぎの考え方等）が構築されているか、また、他ブロックの事業者が予期せぬ運営不履行となった場合の運営の引継ぎの考え方が具体的に示されているか。	70点
(5)	事業責任者及びエリアマネージャーの児童クラブへの巡回頻度や、巡回時に運営状況等を的確に把握するための項目や方法が具体的に示されているか。	70点
(6)	利用料等の徴収体制、管理体制が具体的に示されているか。	35点
(7)	保護者からの苦情に対する考え方や対応策、体制について具体的に提案されているか。	35点
3 支援員等に関する項目		
(1)	保護者や児童に安心され信頼される児童クラブ支援員等を継続的に確保するための仕組み（採用方法等）が具体的に示され、実効性のある内容となっているか。	70点
(2)	児童の支援等に係る支援員等の職場内研修と外部研修について、実施予定時期、研修名、対象者、研修内容について具体的に示され、効果的な内容となっているか。	70点
(3)	現在、本市の児童クラブに勤務している支援員及び補助員を貴法人で雇用する場合の支援員等の給与等の処遇の確保、給与体系等が整備されているか。	70点
(4)	支援員等の勤務状況の把握や支援員等との意思疎通、情報共有の方法について具体的に示され、実効性のある内容となっているか。	70点
(5)	支援員等への相談、助言及びバックアップ体制について具体的に示され、効果的な内容となっているか。	70点
(6)	支援員等の指導・評価方法について具体的に示され、効果的な内容となっているか。	35点

(7)	支援員等の福利厚生について具体的に示され、効果的な内容となっているか。	35点
4 育成支援等に関する項目		
(1)	各児童クラブ間の育成支援の良質化・平準化を図るに当たり、何を平準化し、何をクラブの特色と捉えて取り組むのかの考えが具体的に示され、効果的な内容となっているか。	70点
(2)	子どもの権利保障の考え方及び児童クラブでの実践方法について具体的に示され、効果的な内容となっているか。	70点
(3)	利用児童の意見の把握方法、反映する仕組みについて具体的に示され、効果的な内容となっているか。	70点
(4)	利用児童の発達段階に応じた支援の考え方（日常活動及び行事活動等）及び実施方法が具体的に示され、利用児童にとって適切な遊びや生活の場の提供が期待できるか。	70点
(5)	平日保育時の具体的な保育プログラムと、年間の育成支援計画が具体的に示され、効果的な内容となっているか。	35点
(6)	支援を必要とする児童への支援の考え方及び実施方法（学校や保護者との情報共有や連携方法等）について具体的に示され、児童が安心して利用できることを期待できるか。	35点
(7)	保護者との連絡調整の方法が具体的に示され、効果的な内容となっているか。また、保護者と連携が適切に行われ、保護者が活動内容等を把握するための体制が構築されているか。	70点
(8)	保護者組織を設置する場合の支援方法が具体的に示されているか。また、保護者組織との連携及び活動を支援する取組が具体的に示され、効果的な内容となっているか。	35点
(9)	春休み、夏休み、冬休み、学校行事等に伴う代休日等の一日保育時の具体的な保育プログラム等について具体的に示され、効果的な内容となっているか。	35点
(10)	利用児童のニーズにあったおやつの内容や、一日保育時の注文弁当の実施可能な食数、内容について具体的に示され、効果的な内容となっているか。	35点
(11)	いじめ、虐待、体罰に対する支援員等の取組について具体的に示され、効果的な内容となっているか。	35点
(12)	学校、行政及び関係機関との連携や信頼関係構築のための方法、連絡体制等について具体的に示され、効果的な内容となっているか。	70点
(13)	地域との連携について、関係性を確立するための具体的な提案について具体的に示され、効果的な内容となっているか。	35点
5 安全・危機管理体制に関する項目		
(1)	個人情報保護のための管理方法と管理体制について具体的に示され、効果的な内容となっているか。	35点
(2)	個人情報や職務上知りえた秘密の漏洩防止のため児童クラブ支援員及び補助員への意識を向上させる取組について具体的に示され、効果的な内容となっているか。	35点
(3)	児童の健康管理及び活動中のけが等の事故防止のための安全対策について具体的に示され、効果的な内容となっているか。	70点
(4)	児童の出欠状況の把握方法、登所及び引き渡し時の安全対策について具体的に示され、効果的な内容となっているか。	35点
(5)	「富士市放課後児童健全育成事業所における事故発生時の対応事務取扱要領」を参考とし、児童のけが等の事故発生時の事業所における体制及び対応方法について具体的に示され、実効性のある内容となっているか。	35点

(6)	熱中症対策、災害対応、防犯(不審者対応等)、感染症対策、怪我・傷病等への応急処置、食物アレルギー対策等についてマニュアルが整備されているか。また、その内容は効果的なものであるか。	35点
(7)	安全計画に基づく各種訓練の実施回数、内容等について具体的に示され、効果的な内容となっているか。	35点
6 円滑な移行に関する項目		
(1)	本業務の開始までの準備期間における従事体制(担当者、業務責任者等)が具体的に示され、保護者、児童クラブ支援員及び補助員、地区、学校への事前説明等をどの程度必要とし、どのように実施するか具体的な提案があるか。	70点
(2)	本業務の開始までの準備期間における現場保育の引継ぎ等の実施スケジュールや、どのように引継ぐのかが具体的に示され、実効性のある内容となっているか。	35点
(3)	運営する児童クラブが増加していく場合の対応について、具体的に示され、実効性のある内容となっているか。	35点
7 独自提案等		
(1)	本事業に係るサービス向上が期待できる独自の具体的な提案があるか。	70点
8 提案価格額に関する項目		
(1)	提案価格額に対する価格評価 満点(70点)×(提案価格のうち最低価格÷自社の提案価格)	70点
合計		2,310点

(1) 評価点及び採点基準は、下記のとおりとする。

評価点	採点基準
5	特に優れている(趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる)
4	優れている(趣旨以上の効果が期待できる)
3	普通(趣旨に合致している)
2	劣る(趣旨に一部合致していない)
1	著しく劣る(趣旨に合致しておらず、効果を期待できない)
0	評価できない、記載がない

(2) 各項目には「加重」を設けることとし、各項目の得点は次のとおり算出する。

$$[ \text{配点} ] = [ \text{評価点} ] \times [ \text{加重} ]$$

(3) 審査委員1人当たりの評価点の満点は330点とし、全審査委員の合計の評価点の満点は2,310点とする。

(4) 審査委員が審査委員会を欠席した場合、その審査委員の評価点は無効とする。

(5) 審査委員の持ち点の合計の60%を基準点(審査委員7人が審査委員会に出席した場合の満点は2,310点とし、基準点は1,386点)とし、基準点に達しない場合は不適格とする。

## 15 審査及び優先交渉権者の特定等

### (1) 審査

- ① 企画提案書の審査は、富士市放課後児童クラブ運営事業者プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)で行う。
- ② 提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、審査委員が、本要領14で定める「評価項目及び評価基準」に基づき審査する。

## (2) 優先交渉権者の特定等

- ① 優先交渉権者の特定に当たっては、Aブロックで最高得点を獲得した者を優先交渉権者として特定した後、Bブロックの優先交渉権者を特定する。
- ② Bブロックの優先交渉権者を特定するに当たっては、Bブロックで最高得点を獲得した者（その者がAブロックの優先交渉権者として特定されている場合にあつては次点の者）を優先交渉権者の候補者とする。

市は、当該候補者にAブロックの優先交渉権者と資本関係があるなどの関連法人（以下「関連法人」という。）ではないことを書面（様式-9）により提出させ、関係法人ではない場合は、Bブロックの優先交渉権者として特定する。
- ③ 市は、A・B各ブロックの次点の者に他方のブロックの優先交渉権者の関連法人ではないことを書面（様式-9）により提出させ、関係法人ではない場合は、当該ブロックの次点者として特定する。
- ④ 優先交渉権者と本要領 16 に定める契約が締結できない事態が生じた場合、市は、前3項目の規定を踏まえて新たな優先交渉権者を特定するものとする。この場合において、市は、当該特定をしようとする事業者と事前に協議し、特定への意向を確認するものとする。
- ⑤ 本要領4に定める「参加資格」及び本要領10に定める内容を満たさない企画提案書は失格とする。
- ⑥ 同一点数が2者以上となった場合は、審査委員会で協議し優先交渉権者を決定する。次点者についても同様とする。
- ⑦ 基準点に達しない場合には、優先交渉権者として特定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続きを中止することがある。

## (3) 関連法人の基準

### ① 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### ② 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

イ 一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
上記①又は②と同視しうる特定関係があると認められる場合

#### (4) 審査結果の公表

- ① 本要領 13 に掲げるプレゼンテーション及びヒアリングに参加した者（以下「参加者」という。）には、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を、令和 6 年 6 月下旬から 7 月初旬までの間に電子メールにて送付する。
- ② 審査結果は、各ブロックにおいて優先交渉権者に特定された事業者名（商号又は名称）及び当該事業者に係る本要領 14 「評価項目及び評価基準」に掲げる各項目の得点及び合計点、並びに、各ブロックの次点者の事業者名（商号又は名称）について令和 6 年 6 月下旬から 7 月初旬までの間に富士市ウェブサイトで公表する。  
(富士市ウェブサイトトップページ > 産業・事業者 > 業務委託・プロポーザル)  
URL <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0207/rn2ola000000e1uf.html>
- ③ 審査結果に関する異議申立ては一切受け付けない。
- ④ 参加者は、審査の経緯及び結果の説明を求めることができる。この場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書」を電子メールで送付した翌日から起算して 5 営業日以内に書面（任意様式）にて請求するものとし、本市は書面にて回答する。  
なお、評価内容の開示は一切行わない。

## 16 契約の締結

### (1) 契約交渉

契約交渉は、本要領 15 「審査及び優先交渉権者の特定等」に定める審査の結果、優先交渉権者として特定した者と本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合は、本要領 15 「審査及び優先交渉権者の特定等」に掲げる審査の結果、新たに特定した者と契約交渉を行う。

- ① 優先交渉権者が審査後、本要領 4 に定める「参加資格」を満たすことができなくなったとき。
- ② 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。
- ③ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
- ④ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となった場合

### (2) 契約締結日

令和 6 年 7 月中旬（予定）

## 17 業務の範囲

本業務の範囲は別紙仕様書を基本とするが、本市の判断により契約締結時において、優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加又は変更できることとする。また、これにより見積金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

## 18 その他（留意事項）

- (1) プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。
  - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

- ② 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
  - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (2) 失格となる参加者
- ① 提案内容が以下に該当する場合は、失格とする。
    - ア 本要領 2「支払限度額」の金額を超えた見積書を提出した場合
    - イ 本要領 13「プレゼンテーション及びヒアリング」で定めるプレゼンテーションに出席しない場合
    - ウ 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合
  - ② 参加者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。
    - ア 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合
    - イ プレゼンテーションに欠席した場合
    - ウ プレゼンテーション時の説明において、追加資料を提出した場合又は企画提案書の記載内容以外を説明した場合
    - エ その他審査委員会が不適格と認めた場合
- (3) 提出書類の記載内容に関する責任は、参加者が負うものとする。
- (4) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず、市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 提出された企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から照会を行うことがある。
- (7) 電子メールの通信事故、郵送等の事故については、本市はいかなる責任も負わない。

## 19 様式一覧【別紙「様式集」参照】

様式番号	様式名	要領の該当箇所	備考
様式－1	参加表明に関する質問書	要領 6	
様式－2	プロポーザル参加表明書	要領 7	
様式－3	会社概要書	要領 7	
－	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	要領 7	
－	納税証明書（国税）	要領 7	
－	市税完納証明書	要領 7	
－	貸借対照表及び損益計算書（直近）	要領 7	
様式－4	提案価格書	要領 10	
任意様式	企画提案書	要領 10	
様式－5	業務実績調書	要領 10	
様式－6	評価実績調書	要領 10	
様式－7	企画提案書等提出に関する質問書	要領 11	
様式－8	プロポーザル参加辞退届	要領 12	
様式－9	関連法人調書	要領 15	



## 20 担当課（問合せ先）

郵便番号 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市役所こども未来部こども未来課

電話番号 0545-55-2731（直通）

FAX番号 0545-55-2956

メールアドレス kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp

(宛先) 富士市長

住所又は所在地  
 商号又は名称  
 代表者職・氏名  
 担当者所属  
 担当者氏名  
 電話番号  
 電子メール

印

### 参加表明に関する質問書

富士市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル実施要領等について、次のとおり質問します。

No	実施要領等 ページ番号	質問事項
1		
2		
3		
4		
5		

【注】 1 ページ以上にわたる場合は、同書式にてページを適宜追加してください。

年 月 日

(宛先) 富士市長

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名

㊟

### プロポーザル参加表明書

富士市放課後児童クラブ運営業務に係るプロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

募集区分	Aブロックのみ参加	Bブロックのみ参加	Aブロック及びBブロックの両方に参加
参加			

※上記の募集区分のうち、1つに丸を付けること。

## 会 社 概 要 書

商号又は名称	
代表者職・氏名	
住所又は所在地	
本業務の担当部署	(担当部署名) (担当者職・氏名) (住所) (電話番号) (電子メール)
設立年月日	
資本金	
売上高	
業務概要	

※ 最新の情報を記載すること。

※ 以下の書類を添付すること。

- ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ・ 納税証明書（国税）
- ・ 市税完納証明書
- ・ 貸借対照表及び損益計算書（直近）

※ 株式会社でない場合、法人形態によって作成が義務付けられている決算書類を提出すること

## 提 案 価 格 書

富士市放課後児童クラブ【           ブロック】運営業務プロポーザルに、下記の金額にて応募いたします。

(総額)

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額										

<内訳>

年 度	金 額
令和7年度	円
令和8年度	円
令和9年度	円
令和10年度	円
令和11年度	円
合 計	円

令和    年    月    日

(宛先) 富士市長

提出者   住所又は所在地  
          商号又は名称  
          代表者職・氏名

㊟

- ※ 金額は、Aブロック及びBブロックとも、13小学校区を運営することを仮定したものとすること。
- ※ 金額は算用数字で表示し、頭書に¥の記号を付記すること。
- ※ 本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第1第7号に該当するため、非課税として取り扱う。
- ※ Aブロック及びBブロックの両方に参加する場合は、それぞれ提出すること。

(宛先) 富士市長

住所又は所在地  
 商号又は名称  
 代表者職・氏名  
 担当者所属  
 担当者氏名  
 電話番号  
 電子メール

㊟

### 業務実績調書

(放課後児童健全事業の運営実績：令和6年4月1日現在)

No.	契約先	契約期間	学校数	支援の単位数	業務名
(例)	〇〇市	令和2年度 ～令和4年度	10	15 支援	〇〇市放課後 児童クラブ運 営業務委託

- ※ 必要に応じて枠を追加すること。
- ※ 令和3年4月1日以降に受託した放課後児童健全育成事業の運営実績で最も受託数が多かった1年度間の実績について記載すること。
- ※ 支援の単位が50を上回る場合は、直近の実績を記載すること。

(宛先) 富士市長

住所又は所在地  
 商号又は名称  
 代表者職・氏名  
 担当者所属  
 担当者氏名  
 電話番号  
 電子メール

印

### 評価実績調書

(福祉サービス第三者評価機関による評価実績：令和6年4月1日現在)

No.	契約先	評価機関	受審日	受審したクラブ の支援の単位数
(例)	〇〇市	〇〇福祉サービス評価機関	令和5年 10月10日	3支援

※ 必要に応じて枠を追加すること。

※ 令和3年4月1日以降に受審した評価実績を全て記載すること。

年 月 日

(宛先) 富士市長

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名  
担当者所属  
担当者氏名  
電話番号  
電子メール

印

### 企画提案書等提出に関する質問書

富士市放課後児童クラブ運営業務プロポーザルに関する企画提案書等の提出について、次のとおり質問します。

実施要領、仕様書等の該当箇所	質問内容

【注】 1 ページ以上にわたる場合は、同書式にてページを適宜追加してください。



年 月 日

(宛先) 富士市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

担当者所属

担当者氏名

電話番号

電子メール

### プロポーザル参加辞退届

〇〇年〇〇月〇〇日付けで応募した富士市放課後児童クラブ運営業務に係るプロポーザルについて、参加を辞退します。

年 月 日

(宛先) 富士市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

⑩

担当者所属

担当者氏名

電話番号

電子メール

### 関連法人調書

当法人と他ブロックの優先交渉権者とは、富士市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル実施要領 15 の(3)に規定する資本関係及び人的関係等の関連はありません。